

令和3年11月5日  
農 林 水 産 部

## 知事認定獣医師による豚熱ワクチンの接種について

### 1 知事認定獣医師制度の導入の趣旨

これまで、豚熱のワクチンについては、家畜防疫員（県家畜保健衛生所等の獣医師）のみが接種可能であったが、より適切な頻度でワクチン接種を継続できるよう、知事認定獣医師によるワクチン接種を可能にするため農林水産省が「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を改正（令和3年3月31日）したことから、本県においても必要な準備（手数料の設定等）を進め、11月1日から制度を開始したものの。

### 2 知事認定獣医師の認定状況等

#### (1) 認定状況

地区	認定数	左の内訳	
		新規	家畜保健衛生所の 臨時職員から移行
村山	6	6	0
最上	3	0	3
置賜	5	0	5
庄内	11	5	6
計	25	11	14

#### (2) 今後の豚熱ワクチン接種計画

地域	管内飼養状況			知事認定獣医師の接種へ移行		
	農場数	飼養頭数	接種頭数/月	農場数	飼養頭数	接種頭数/月
村山	12	28,188	6,400	5	26,646	6,000
最上	4	22,141	5,000	4	22,141	5,000
置賜	19	28,579	5,800	7	26,342	5,250
庄内	58	90,273	14,000	18	31,781	7,200
計	93	169,181	31,200	34	106,910	23,450

#### (3) 知事認定獣医師の接種への移行状況

移行割合（戸数）	36.6%
移行割合（頭数）	75.2%